

道路交通法の一部を改正する法律案（概要）

背景

【自動運転の実現に向けた取組の進展】

○ 政府目標

- 制度面では、2020年目途に高度自動運転システム（レベル3）に係る走行環境の整備を図る。
（「官民ITS構想・ロードマップ2018」平成30年6月、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部等）

○ 技術開発の状況

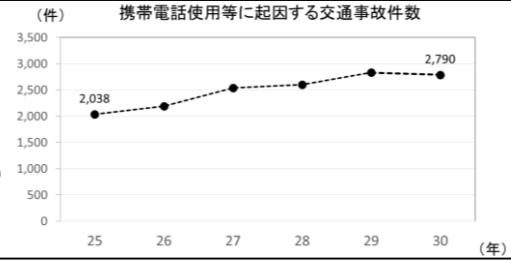
- 実験施設や各地の公道で多くの実証実験を実施

【携帯電話使用等に起因する交通事故の増加】

○ 交通事故・取締りの状況

- 平成30年中の交通事故件数は、5年前の約1.4倍に増加
(平成25年中: 2,038件 → 平成30年中: 2,790件)
- 毎年80万件以上の取締りを実施
(平成30年中: 約84万件(全体の取締り件数約600万件の約14%))

○ 悲惨な交通死亡事故の発生



概要

【自動車の自動運転の技術の実用化に対応するための規定の整備】

○ 自動運行装置の定義等に関する規定の整備

- 道路運送車両法に規定される自動運行装置を「自動運行装置」として定義
- 同装置を使用して自動車を用いる行為は「運転」に含まれる旨規定

○ 自動運行装置を使用する運転者の義務に関する規定の整備

- 自動運行装置が使用される条件（国土交通大臣が付する走行環境条件）を満たさない場合には、同装置を使用した運転を禁止
- 条件外となった場合に直ちに適切に対処できる状態でいるなどの場合に限り、携帯電話使用等禁止（安全運転義務への上乗せ）規定の適用を除外



高速道路における自動運転（イメージ）

○ 作動状態記録装置による記録等に関する規定の整備

- 作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置による記録及び保存を義務付け
- 整備不良車両と認めるときは、警察官が記録の提示を求める旨規定

【携帯電話使用等対策の推進を図るための規定の整備】

○ 携帯電話使用等に関する罰則の強化等

- 交通の危険を生じさせた場合
 - 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に引上げ
(現行: 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
 - 交通反則通告制度の対象から除外
- 上記以外の場合
 - 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に引上げ
(現行: 5万円以下の罰金)
 - 反則金の限度額を引上げ(例: 普通自動車等 8千円→4万円)
- 携帯電話使用等に起因する人身事故を起こした場合を運転免許の効力の仮停止の対象に追加



運転中の携帯電話使用等の禁止

その他

- 小児用の車及び軽車両の定義に係る規定の見直し
- 運転免許証の再交付申請の要件に関する規定の見直し
- 運転経歴証明書の交付に係る申請先及び交付要件の見直し



運転経歴証明書